

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年9月9日（平成27年（行情）諮問第533号）

答申日：平成28年5月13日（平成28年度（行情）答申第44号）

事件名：海難審判法施行規則第28条第1項に基づく直近の取消事例についての文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月13日付け海審総第70号により海難審判所長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

海事補佐人の登録等の事実は、官報告知事項であるから、法5条1号ただし書きイの場合に該当するため。

（2）意見書

当該人物は重複申請者であり、さらに重複登録されたことのある海事補佐人である者に当たること、登録については結果的に重複であっても看過して一たび、登録された以上は公示されたとみられそれを当該公示の事実がなかったとの主張はなされていないこと、登録申請した行為そのものが登録にかかる情報の公開を予期してなされた行為にあたることにかんがみ当該情報は公開すべきものと判断する。

なお、この主張に対して、諮問庁からは、重複申請したとの事実が明らかになることが海事補佐人としての事業を営む個人としての不利益に当たるとの反論が考えられるが、そのような指摘は当たらない。海事補佐人登録している者であろうとも、取り扱い件数が殆どない状況が長期間経過したなどの場合においては、登録の事実そのものを忘れてしまう事も考えられ、自然に起こりうることである。実際、海事補佐人におい

ては、業務を日常的に引き受けている者は少ないところ、このようなことは起こるべきではないとはいっても比較的起こりやすい状況であることもまた事実であろう。

しかも、重複登録を監督官庁が看過して一度は登録を完了し、その後その事実が発覚したことに伴って取消ししているようであるから、そうであるとすれば、当然重複となる二度目のものも官報公告の対象となっているはずであり、その時点で、非公開とする理由が存しない。取消し官報公告がなされていないとしても、そのことは全く関係しない。重複登録申請そのものを一度受付している以上、関係行政庁としても一度は未登録者として処理したことは明らかであって、その意味でも二度の登録が公示されたと見られ、公開が妥当である。

当該海事補佐人においても、二度登録が公示されている以上、公開資料を検討するだけでは、そのような状況に至って原因が判然としないなどの問題もあり、過誤による重複申請に過ぎないのに、二度も申請がなされているために職務上の倫理に反したなどのあらぬ疑いを第三者からもたれる恐れもあり、当該海事補佐人における不利益の事を考えるならむしろ公開の方が適切と考える。

よって、諮問庁の主張は失当であるから、以上のとおり反論する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、「海難審判法施行規則28条1項に基づく直近の取消事例についての文書」の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とする、一部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、いずれも開示すべきとして諮問庁に対して本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

海事補佐人の登録等の事実は、官報告知事項であるから、法5条1号ただし書イの場合に該当するため、非公開部分は開示すべきである。

3 海難審判所及び海事補佐人について

(1) 海難審判所について

平成20年10月1日の国土交通省の組織改編により、かつて存在した海難審判庁の業務のうち、懲戒処分の業務を承継し発足した特別の機関である。なお、海難審判庁が行っていた海難事故の原因究明の業務については、国土交通省の外局として新設された運輸安全委員会に承継さ

れた。

主な業務として、海難事故が発生した際に、海難審判法（昭和22年法律第135号）に基づき行政審判である海難審判を行い、海難審判を通じて海技士、小型船舶操縦士、水先人に対する懲戒処分を行い、海難の発生の防止に寄与することを目的としている。

（2）海事補佐人について

海事補佐人とは、海難審判法施行規則に基づき、海難事故にあった当事者が海難審判を受ける際に、あらかじめ処分庁に登録されている海事補佐人を選任することにより、その当事者の代弁活動を行う者である。海事補佐人に登録するには、海難審判法施行規則に基づき、一定の資格を有している者が、処分庁に登録申請を行うこととしている。

また、取消しについては、海難審判法施行規則28条1項により規定されており、具体的な基準として「海事補佐人の登録の取消しに関する考え方」（平成20年10月1日付け 海審総第25号）（以下「通達」という。）を定めており、通達中第1（1）職務上知り得た秘密を守らなかったとき、（2）海難審判法32条2項の規定による審判長又は審判を開始した1名の審判官の命令に従わなかったとき、（3）海難審判所に対し虚偽の記載をした帳簿書類を提出したとき、以上の違反行為を行ったと認めるときは、海難審判所長は注意を行うこととしており、さらにこれに従わない時には、海難審判所の決定による同意を得て、海事補佐人の登録を取り消すことができるとされている。

取り消した場合には、登録を取り消した年月日、当該海事補佐人の氏名及び事務所の所在地等を官報に公示するとともにホームページにおいて公表することとしている。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人の上記主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

（1）原処分の妥当性について

原処分では、特定海事補佐人Aの氏名、登録年月日及び登録番号について、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものにあたり、かつ同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行の内容に係る部分」のいずれにも該当しないことから、当該情報が記載されている部分を不開示としたものである。

これに対し、審査請求人は、海事補佐人の登録等の事実は、官報告知

事項であるから、法5条1号ただし書きに該当するため、開示すべきであると主張する。

そこで諮問庁として、処分庁に対し、原処分の官報告知の事実について確認したところ、以下のとおり説明する。

海事補佐人の登録の取消しについては、上記3(2)で説明しているとおり、通達第1(1)ないし(3)に該当する者について海事補佐人の登録を取り消すことができるとされている。しかしながら、本件対象文書で、登録を取り消した事案は、当事者である特定海事補佐人Aにおいて、既に海事補佐人に登録されているにもかかわらず、誤って海事補佐人の登録申請を行ったため、重複して海事補佐人登録がされたという事案(以下「本件事案」という。)である。処分庁としては本件事案発生後、速やかに海難審判法施行規則28条1項に基づき、登録の取消しの手続きを行ったものであり、本件対象文書は、この関連文書一式である。

したがって、本件対象文書は、通達第1(1)ないし(3)の違反行為に該当するものではなく、事務手続き上の問題から、重複してしまった特定海事補佐人Aの登録を取り消したものであるため、処分庁の判断により、官報公示及びホームページへの掲載も行わなかったものである。よって、審査請求人が主張する法5条1号ただし書きに該当しない。

諮問庁としても、上記処分庁の説明は是認でき、特段不自然、不合理な点は認められないことから、原処分は妥当と考える。

(2) 官報公示及びホームページ掲載について

諮問庁は、本件審査請求を受けて、処分庁に対し、念のため本件事案の官報公示及びホームページ掲載の実施の有無について、確認の指示をしたところ、処分庁からは、そういった事実はないとの報告を受けている。

5 結論

以上のことから、本件対象文書を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成27年9月9日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年10月5日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ④ | 同月8日 | 審議 |
| ⑤ | 平成28年3月7日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年4月11日 | 審議 |
| ⑦ | 同年5月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「海難審判法施行規則28条1項に基づく直近の取消事例についての文書」の開示を求めて行われたものである。処分庁は本件対象文書を特定し、法5条1号に該当する部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、海事補佐人の登録等の事実は、官報告知事項であるから、法5条1号ただし書イに該当するため、開示すべきとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、海事補佐人の登録取消しについて海難審判所に同意を求める平成26年1月31日付けの起案文書（文書1）及び海事補佐人に対して、海事補佐人登録の取消しを通知する同年2月3日付けの起案文書（文書2）とで構成されていることが認められ、本件対象文書中の海事補佐人氏名、登録年月日及び登録番号並びに重複して登録申請した申請年月日、登録年月日及び登録番号に係る部分が不開示とされている。
- (2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて本件対象文書の作成経緯、本件不開示部分を不開示とした理由等について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件事案は、海事補佐人である特定個人が既に登録を受けているにもかかわらず、誤って海事補佐人の登録申請を行ったため、重複して登録されたことから、海難審判法施行規則28条1項に基づき海難審判所の決定による同意を得て重複登録を取り消したものであり、本件対象文書はその際に作成されたものである。

イ 原処分では、本件不開示部分について、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示としたものである。

ウ 海難審判法施行規則においては、海事補佐人の登録の取消しについて公表を行う旨の規定は設けられていないが、同規則28条1項による登録の取消しを行う場合の具体的基準を定める通達においては、通達の規定する違反行為を理由に登録を取り消した場合に、登録を取り消した年月日、海事補佐人の氏名、同人の事務所の所在地及び必要な事項を官報に公示するとともに海難審判所のホームページにおいて公表する旨定められている。

本件事案の場合、海難審判法施行規則 28 条 1 項に基づき登録を取り消した事案ではあるが、重複登録という形式的な誤りを正したにすぎず、通達の規定する違反行為を理由として登録を取り消した事案ではないことから、官報公示及びホームページでの公表を行う必要はなく、実際にも行っていない。

エ したがって、不開示部分は法 5 条 1 号ただし書きイに該当せず、同号により不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

- (3) 本件不開示部分は、海事補佐人の登録を取り消された個人に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

そこで、同号ただし書の該当性について検討すると、登録取消しを公表する旨の法令の規定はなく、また、本件事案は重複登録による取消しであり、通達により公表が必要とされている違反行為による取消しではないから、実際にも公表していないとする諮問庁の上記説明は是認することができ、同号ただし書きイの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。また、同号ただし書きロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法 6 条 2 項の部分開示について検討すると、本件不開示部分は、いずれも個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

- (4) したがって、本件不開示部分は、法 5 条 1 号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

本件対象文書

文書 1

「海事補佐人登録の取り消しについて」と題する起案文書（海難審判所に対する取消しに同意を求める申立書案添付）

文書 2

「海事補佐人登録の取り消しについて」と題する起案文書（海事補佐人あて通知案及び海難審判所の決定書添付）